

岐阜県指定金融機関の受託開始について

2025年4月1日
株式会社 十六銀行

十六フィナンシャルグループの株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、本日、2025年4月1日より岐阜県指定金融機関業務を開始いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

2024年3月の岐阜県議会にて、2025年4月から2030年3月までの指定金融機関を当行とする議案が可決され、当行が岐阜県の指定金融機関を受託し、業務を開始いたしました。

グループの中核企業である当行は、地域に根差した金融機関としてしっかりと役割を果たし、お客さまや地域のみなさまの想いにこれまで以上にコミットし、県民サービスの利便性向上や地域経済の持続的発展に貢献してまいります。

以上

【ご照会先：十六フィナンシャルグループ（広報） TEL 058-266-2511】